

●届出の対象となる誘導施設

機能	誘導施設	根拠法令等
行政	市役所	行政サービス窓口を複数有する庁舎
介護福祉	地域包括支援センター	介護保険法第115条の46第1項に定める地域包括支援センター
子育て	地域子育て支援拠点	子ども・子育て支援法第7条第10項に定める子ども・子育て支援施設
	保育所・幼稚園	児童福祉法第39条第1項に定める保育所 学校教育法第1条に定める幼稚園
	放課後児童クラブ	児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う施設
教育	小学校	学校教育法第1条に定める小学校
医療	病院	医療法第1条の5第1項に定める病院
	診療所	医療法第1条の5第2項に定める診療所(歯科診療所除く)
商業	大規模小売店舗 (ショッピングセンター)	大規模小売店舗立地法第2条第2項に定める大規模小売店舗
	スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター	市民の日常生活に必要な生鮮食品や日常雑貨等を扱う小売店舗 (床面積 500 ㎡以上)
金融	銀行・信用金庫	銀行法第2条に定める銀行 信用金庫法第4条に規定する免許を受けた信用金庫
交流・文化	コミュニティセンター	幸手市コミュニティセンター設置及び管理条例に定めるコミュニティセンター

届出の対象となる誘導施設等の詳細は、
都市計画課 計画担当までお問い合わせください。